「権(刑訴法2)。 はない。患者 にも注	家族には告訴権(刑訴法2律的にも問題はない。患者	
目的にある	家族に対	7
したりする必要はない	したりす	当該死体が自己の診療し
過失の有無を	再考したり、過	と
念や定義を	朳死」の概	にす
一言もない	よハ。 条文こ一言	肺が死因等を判定するた ご列位の『検条』とに 医
)『食ゑ』、は、「医師法21条に
L.	過を拒	たらない。この最高裁判決
		111.
_	[]	て判断を示した裁判例は、
- f	灭	意義に正面から向き合っ
無月	Ø	この21条にいう検案の
月た	۶Ż	「検案」の意味さえ分かれ
「嘗	去	条文は平坦な文で、
穷	好	届け出なければならない」
雇		時間以内に所轄警察署に
出	2]	
回	1	産児を検案して異状
避	タオ	化本又は任辰4 司以上ひ
ወ		
た	Į	であるか
め	Ĵ	規」である。刑法に準ずる
に		ある
		は、第33条2
-		第21条 [異状死体等の
医師に診療	半圏にまたり	裁判決にある。 「日出義務違反事件の最高
るか否かの	「警察に届け出	金の条文と都立広尾病院
ڻ ڪ	い」と断言できる。	その根拠は、医師法21
出る義務はな	察署に届け出る	限り、届出義務がある。
、医師が警	異状がなければ、	を
外表を検査して	といって、外表を	義務はない。死体の外表検
事故が発生したから	の死亡事故が発	警察署に届け出す
診療関	で述べたように	たからといって、
って、冒頭	できる 一従っ	診療関連の死亡事故が
れ	の東川所は三百	[異状死体届出] ではない
と解するの		■「診療関連死」ならば
のであるカ	ていた患者のものであるカ	

あると思料するときは、告 務を行うことにより犯罪が 別物である。 出時間も「24時間以内」と の異状」と「医療過誤」、届 ■ 21 条の 発をしなければならない」 「施設長」、状況も「検案で 体も「検案した医師」と 次元が異なる。さらに、主 たは傷害(その疑い)」で 対象は「死体」と「死亡ま ない。21条と比較すると、 ていないだろうか。 遵守だという誤解が蔓延し 作成指針』)ことが法律の マネージメントマニュアル 部政策医療課作成『リスク 轄警察署に届出を行う_ は、施設長は、速やかに所 又はその疑いがある場合に 「速やかに」とまるっきり (2000年7月国立病院 L又は傷害が発生した場合 には「医療過誤によって死 「官吏又は公吏は、その職 これには、法律的根拠は ところが、現在の医療界 刑事訴訟法239条2項 ^{かずき} 一樹 異状死体解釈論争 佐藤 。超、解釈と いつき会八 ニック / 葛飾区 (東京女子医科大学附属日本心臓血圧 研究所循環器小児外科 元 助手)

になる。 偶然、亡くなる数日前に当 ン(2002年7月)は、 ない。同学会は21条本来の 除され、現在では閲覧でき 学会のページ上から何のこ 手厳しい批判を浴び、外科 のガイドラインは、医師か 則)の否定ともいうべきと ければならない」とする原 るには、行為当時、成文の 義」(=「ある行為を罰す で刑事事件に巻き込むこと 対象としている。これでは、 解を示すばかりでなく 傷害」に広く義務づける見 届出を「死亡または重大な 状死体 "超;解釈論争」の 状」判定から逸脱し、「異 ルな「死体の外表検査異 ラインが乱立した。シンプ 立するマニュアルやガイド 針」を軸に、21条本来の条 後の医学界では、この「指 釈だとしても、条文を目的 とを表明すべきである。 とわりもなくひっそりと削 らだけでなく法律家からも 罰する旨が定められていな 法律によって、その行為を 直で回診した他科の医師ま 混迷がはじまった。 文とは無関係な新規範を定 釈したとは到底評価できな 「診療に従事した医師」を い。にもかかわらず、その 論的観点から正当に実質解 の解釈とみる主張もある。 ■日本医師会法律家委員等 「異状」から再出発するこ その後、「罪刑法定主 の「異状」の解釈 日本外科学会ガイドライ しかし、どちらの法の解

う言った』)。医師には、原 現行の医師法21条の「異 避した。 の強い人間たちには、なべ 内科医等の活動を鑑みると の法律家と自称市民、さら ころで、本質的に医療界や 21条の改正を目論んだと 状」である。危うい解釈で 頁)」という記載である。 状』の再定義は困難(12 具体的な改正案の提案を回 けた方針を列挙したものの、 療事故調査制度の創設に向 を含む「医療事故調査に関 とができる」の但し書きを 出をもってこれに代えるこ 21条に「医療に関連する死 方について」の提言Iで、 点に返った「21条再論考」 て信頼を置くな!」 ニーチェを思い出す のになるとは限らない。 国民にとって利益のあるも 状」は再定義するまでもな において、21条の改正に向 けた基本的提言について」 する検討委員会」は、「医 会の5人の法律家委員全員 と発表していた。 つけるという具体案を堂々 故に対する刑事責任のあり 07年5月答申の「医療事 任問題検討委員会」は20 が必要である。 (『ツァラトゥストラはと ンションを施さなくなった いた外科医や、インターベ く「死体の外表検査の異 亡の場合には、保健所の届 「人を罰しようという衝動 には管理側になりメスを置 気がかりなのは、「『異 この10年の官僚や一部 翻って本年6月、同委員 日本医師会「医療事故責

東京保険医新聞2011年10月25日号に掲載

31条2項)があり、被害

届も出せる。